

連結範囲の決定基準を考える

— ムーニッツ学説に学ぶもの —

神 納 樹 史

1 問題の提起

我が国の「連結財務諸表原則」(以下、『原則』とする)は、平成9年に改訂され、連結範囲の決定について、「旧原則の持株基準を修正して、持株以外の要素をも加味したいわゆる支配力基準を採用した(下線一筆者)」¹⁾。これに関わる箇所を抽出してみると、「親会社とは、他の会社を支配している会社をいい、子会社とは、当該他の会社をいう(下線一筆者)」(『原則』第三・一・2)としたうえで、「他の会社を支配している」ことの意味を次のように述べている。「他の会社を支配しているとは、他の会社の意思決定機関を支配していることをいい、次の場合には、当該意思決定機関を支配していないことが明らかに示されない限り、当該他の会社は子会社に該当するものとする。

- (1) 他の会社の議決権の過半数を実質的に所有している場合
 - (2) 他の会社に対する議決権の所有割合が百分の五十以下であっても、高い比率の議決権を有しており、かつ、当該会社の意思決定機関を支配している一定の事実が認められる場合(下線一筆者)」(『原則』第三・一・2)。
- これについて黒川教授は、支配とは、「他の会社の意思決定機関の支配」であるとまとめられ²⁾、「改訂連結原則にいたり、連結範囲は支配力基準で決定され、上記の①(本稿では(1)一筆者)の条件から、議決権の過半数所有という持株基準は、支配力基準の一つであることが明確になった」³⁾と判断しておられる。また、旧原則の「持株基準は支配力基準の一つの指標あ

るいは条件」にすぎなくなったのであると述べておられる⁴⁾。そして「持株基準から支配力基準への移行」は、「もともと持株基準が支配力基準の一つであり、かつ持株基準以外の支配力の存在を示す指標あるいは条件が形式＝客観的判断の強調から採用されず、結果として、持株基準＝支配力基準という状況にあったものが、実質＝主観的判断の強調への変化から、持株基準以外の支配力基準の採用・拡大という状況になったとみる解釈を有力なものにしている(下線一筆者)⁵⁾とも述べておられる。

さて、主観的な判断への移行は、このような移行が合理的であったとしても、連結範囲を決める基準である以上、そこに何らかの明確な指針あるいは考え方(哲学)が必要になるものと思われる。そこで、本稿では、支配力基準の考え方および、そこから誘導できる指針について検討する。

ところで、「連結財務諸表の実務が最も古くから行われ、したがって普及しているのはアメリカである」⁶⁾と中村教授が述べておられるように、連結会計においてはアメリカの研究が先行している。その中でも古典としてのみならず、今日なお評価されているムーニッツの学説を取り上げ、連結範囲の問題を考える。好都合にも、彼は、支配力基準の研究においても次のように高い評価を得ている。「支配力基準検討の進展の一つの頂点が、1944年のMaurice Moonitz教授の連結範囲判定基準に関する研究成果(これについては片野・白鳥共訳書『ムーニッツ連結財務諸表論』第3章を参照されたい)としてあらわれている」⁷⁾と。すなわち、本稿の課題を、ムーニッツの支配力基準の考え方を明らかにするとともに、その考え方が主観的になった我が国の連結範囲の決定において、いかなる指針を呈示できるのかを検討することに置く。

2 ムーニッツの連結範囲決定基準

ムーニッツは、連結範囲決定基準を検討するにあたり、次のように自らの方法論を述べている「連結範囲を決定する基準としてこれまで数多くのものが用いられてきている。このうち、有力なものに注目して、連結が主として

目的としているものに合致する有用な指針 (a useful set of guides) を抽出しようと思う (下線一筆者)⁸⁾。これについて、ムーニッツが「有力なもの」としてかかげ、検討を加えている連結範囲決定基準が次の五つである。すなわち「株式所有割合基準」(percentage of stock ownership as a standard)、「支配的影響力基準」(controlling influence as a standard)、「営業活動の類似性基準」(similarity of operations as a standard)、「地理上の集中基準」(geographical concentration as a standard)、「連結範囲の取扱いに関する継続性基準」(consistency of treatment as a standard)である⁹⁾。本節は、この五つの基準とこれに対するムーニッツの態度を紹介するとともに、連結範囲の決定における指針を抽出する。

ムーニッツは、「子会社株式が支配会社 (dominant company) の手許に集まることなしには、株式所有による企業の結合がないのは明らかである。したがって、株式所有割合が適正な基準として頻繁に用いられることは、驚くことでもない。」¹⁰⁾と述べ、株式所有割合基準から検討し始めている。彼によれば「株式所有割合基準」とは、「議決権つき株式の過半数所有 (majority ownership) を、親子会社関係の決め手 (determinant)」¹¹⁾とするものである。しかし、ムーニッツは「それぞれの会社の取締役会 (the board of directors) を統制することによって、非常に簡単に支配が中央 (支配会社一筆者) に集められる。そして、この統制するのを容易にし、かつ確実にする方法は、取締役を選ぶのに必要とされる議決権を握り、行使することである。すなわち、議決権つき株式 (voting shares) を所有していることは、外部から見て支配があるということの重要なあらわれの一つである (下線一筆者)¹²⁾と述べている。この文言からいえることは、議決権つき株式の過半数を所有することは単なる形式的な基準にすぎないということである。これを彼は「あらわれの一つ」と表現している。そして、その実質をなすのは「議決権を握る」のみならず、これを「行使する」ことである。これに関して、さらに次のようにも述べている。「連結に必要な不可欠な要素である支配と、子会社株式に対する親会社持分を、一定の数量関係で一般的に示すこと

など到底できるものではなからう。実際の議決権であれ潜在的な議決権であれ、議決権をすべての株式にみとめ、数種類の株式がひきおこすいろいろな可能性を無視するとしても、支配を伴わない過半数所有があることはよく知られているところであり、さらに、支配を伴った少数株式所有にいたってはもっと普通にみられることなのである(下線一筆者)¹³⁾と。そして、最終的に、「株式所有割合それ自体は、連結すべき範囲を正確に示す基準としては不十分なものである」¹⁴⁾としている。

このように、議決権の過半数を所有している事実ではなく、株式の所有により得た力を行使しているかどうかにより判断すべきであるとしている。これが彼の立場である。これについて彼は次のようにまとめている。「企業集団が一つにまとまって営業活動をできるのに欠かせない条件は、集中された支配 (centralized control)があるということである(下線一筆者)¹⁵⁾と。つまり、彼は「集中された支配」という実質的な側面により連結範囲を決めるべきであると考えている。

次に「支配的影響力基準」を検討している。彼は、この基準の内容を説明するために、まず次の例をあげている。「投資信託会社 (investment trust) は、他の会社に『支配的影響を与える地位にある』であろう」¹⁶⁾。これは、支配的影響力を与える地位にある場合は、親会社になるという例である。つまり、支配的影響力を受けている会社は、連結範囲に含まれるということである。しかし、これも単なる形式を見るのではなく、実質をみるべきであるとしている。「もし投資信託会社が、その影響力を現に行使しない限りは、企業集団の実体というものは存在していない。同じように投資銀行 (investment banker) が一時的に同じ立場にあるにすぎない場合も、連結財務諸表を作成する際の条件となる集中された支配はない。従って、引用した定義や他の同じようなもの(支配的影響力基準のこと一筆者)は、会計基準としては適切ではない。(下線一筆者)」¹⁷⁾。ここでも、「集中された支配」が連結範囲決定のキーワードとなっている。

以上、「株式所有割合基準」、「支配的影響力基準」に対するムーニッツが

行った分析を検討した結果、「集中された支配」が存在するかどうかが連結範囲決定の指針となることがわかった。ここでいう「集中された支配」では、支配が実際に行使されることが当然のこととして予定されている。

「営業活動の類似性基準」についてムーニッツは次のように消極的な言い方をしている。「各構成単位の行う事業が互いに著しくかけ離れたものであることもありうるわけであり、この場合には、財務諸表を連結することが望ましいかどうか極めて疑わしい」と¹⁸⁾。これを逆に積極的に解釈すると、似通った営業（事業）活動を行っている実体を連結すべきであるとする連結範囲の判定基準であるといえよう。

しかし、ムーニッツはこの基準を次のように批判している。「企業集団は、支配下にあるグループの財政状態（financial position）ならびに収益力（earning power）を強化するために存在するものと考えられる。この限りでは、結合体内部で営まれる営業活動の種類にかかわらず、その目的は類似しているのである」と¹⁹⁾。それでは「財政状態」、「収益力」を強化する企業集団とは、どのような内容を持っているのであろうか。この点について、彼は次のように述べている。「各構成単位が業務上密接に結びついており、それらは全んど構成単位間で取引が行われ、企業集団の外部との取引は全んどないということは、統括された活動（integrated operations）が存在することなのである。この場合には、たとえ各構成単位で果たされる機能が様々であるにもかかわらず、これらの単位を連結するのが必要である（下線一筆者）」²⁰⁾と。つまり、ムーニッツは「営業活動の類似性基準」をより抽出的な指針にまとめようとしている。それでは、ここで示された「統括された活動」と前でまとめた「集中された支配」との関係はどのようになるのであろうか。これについて彼は次のように述べている。「統括された活動も存在しているという条件が加わることによって、連結財務諸表に適用する集中された支配概念が本質的に一層明らかになる。…（中略）…集中された支配は確かに必要な条件であるが、それだけでは十分条件ではない。支配に加えて本当に結合され関連している営業活動が存在しなければならないのである」²¹⁾

と。

「地理上の集中基準」を、ムーニッツは積極的に定義していない。この基準の名称から推論すると、地理的に集中しているものを連結すべきであるという²²⁾。

この基準に関し、ムーニッツは「諸外国にある会社を連結するに際してどういう取扱いをするかという問題は、依然としてその重要性を失わない²³⁾と述べ、企業規制が厳しい国に子会社がある場合について論じている²⁴⁾。そして、「(連結全体の一筆者) 営業活動の本質的な単一性 (essential unity of operations) が破壊されている」ほど企業規制が厳しいのであれば、その国の会社を連結からはずす、としている²⁵⁾。

それでは、「営業活動の本質的な単一性が破壊されている」どうかは、具体的には何をもって判断するのであろうか。彼は、「営業活動が継続して行われている限り、それは通常統一された活動がまだ破壊されていないことを十分に立証するものである。(下線一筆者)」と述べている²⁶⁾。すなわち、ここでは統括された活動がキーワードとなっている。そして、その具体的な判定の基準が「(連結全体の) 営業活動の継続性」である。

最後に「連結範囲の取扱いに関する継続性基準」を検討している。ムーニッツはまず次のように述べている。「連結が生じるであろう適正な範囲を定める際、財務諸表が期間比較できるように連結範囲を決定しなければならない (下線一筆者)」と²⁷⁾。これは、財務諸表の期間比較を可能にするために、一度決定した連結範囲を継続して採用することを要求するものである。これについて具体的な問題となるのが、たまたま一時的に支配されている会社、創立 (promotion)、清算 (liquidation)、会社の通常業務が一時的に中断される時の組織変更 (reorganization) の状況にある会社は、連結範囲から除かれるべきであるという考え方がこの中に含まれることである。これに関してムーニッツは、「創業段階にある会社であっても、結合体の完全な構成メンバーとして連結に加えるべきである。同様であれば、更生後の会社であっても、連結範囲内でもさせるべきであろう²⁸⁾」と述べている。すなわち、

ムーニッツによれば創立、更生会社等であっても連結範囲に含まれることがある。それでは、なぜ連結するのであろうか。これについてムーニッツは、「ここで適用される基準は、業務の内容を基礎とする。つまり、グループが依然として従来と同じ機能を果たしているかどうかという点なのである（下線一筆者）」²⁹⁾と述べている。すなわち、企業集団全体としての営業活動の状況により連結範囲に加えるかどうかを判断すべきであるとする。この点に彼独特の考えが表れているものと思われる。ここで、企業集団の行っている活動に変わりがなければ、すなわち「統括された活動」が貫徹していれば、その構成要素の状態は問わないということである。これにより、連結範囲の継続性が維持される。

以上、「営業活動の類似性基準」、「地理上の集中基準」、「連結範囲の取扱いに関する継続性基準」に対してムーニッツが行った分析を検討した。ここで彼が打ち出している指針が、「統括された活動」であった。

このような、一般に掲げられている連結範囲を決定する基準、すなわち「株式所有割合基準」、「支配的影響力基準」、「営業活動の類似性基準」、「地理上の集中基準」、「連結範囲の取扱いに関する継続性基準」の五つの基準に対するムーニッツの分析は次のようにまとめられる。「株式所有割合基準」と「支配的影響力基準」の検討からは、「集中された支配」という指針が抽出され、「営業活動の類似性基準」、「地理上の集中基準」及び「連結範囲の取扱いに関する継続性基準」の検討からは、「統括された活動」という指針が抽出された。つまり、「集中された支配」と「統括された活動」とがムーニッツにおける連結範囲決定基準なのである。これを分かり易く言うと、前者は、実際に支配が行われているかどうか、後者は企業集団が一つの単位となって営業活動を行っているかどうかを示している。

3 我が国の連結範囲決定基準の視点

本節では、前節で紹介・分析したムーニッツの連結範囲決定基準（指針）を念頭において、我が国の『原則』における連結範囲の決定の仕方について

分析を加える。

前述したように、『原則』は、連結範囲について次のように規定している。「改訂原則は、旧原則の持株基準を修正して、持株以外の要素をも加味したいわゆる支配力基準を採用した」としている³⁰⁾。そして、その内容が「他の会社の意思決定機関を支配している」ことであり、意思決定機関を支配しているかどうかの判定は、議決権ある株式の過半数所有（『原則』第三・一・2(1)）と意思決定機関を支配している一定の事実があるかどうか（『原則』第三・一・2(2)）によって行われる。この「支配している一定の事実について」は「連結財務諸表原則注解」（以下、『注解』とする）注解5に次のように例示されている。

- (1) 議決権を行使しない株主が存在することにより、株主総会において議決権の過半数を継続的に占めることができると認められる場合
- (2) 役員、関連会社等の協力的な株主の存在により、株主総会において議決権の過半数を継続的に占めることができると認められる場合
- (3) 役員若しくは従業員である者又はこれらであった者が、取締役会の構成員の過半数を継続して占めている場合
- (4) 重要な財務及び営業の方針決定を支配する契約等が存在する場合。

これをムーニッツの視点から検討する。

さて、我が国の判定基準のうち、『原則』第三・一・2(1)の株式の過半数支配と、『注解』注解5における(1)、(2)は、株式の所有割合を基準としている点で共通している。このうち、前者は、単に過半数支配を目安としている点を、いわば形式を問題にしていると言える。これに近いのが、『注解』注解5(2)である。そして、より実質を見ようとしているのが、『注解』注解5(1)であると言えよう。このような整理を基に、ムーニッツの基準と比較すると、これらは株式の所有割合に目を向けている点で、「集中された支配」と同じ側面から接近している。しかしながら、我が国の判定基準を、ムーニッツのそれと比べると、我が国の基準は、いかにも表面的である。つまり、彼は「集中された支配」の基準の下で、「一定の数量関係で一

一般的に示すことなど到底できるものではないだろう。」と述べ、単に数量関係に基準を求めることには賛成していないからである。この点で、我が国のこれらの判定基準は、形式に基準を求めていると言える。

次に、『注解』注解5(3)の基準である。これは、株式所有割合を離れ、取締役会を問題としている点で、支配の実質に目を向けたものである。この点で、「集中された支配」基準の精神と軌を一にしているようにも見える。しかしながら、ここでも「取締役会の構成員の過半数」に拘っている点で、相変わらず、表面的な数量関係の域を出ていないといえる。『注解』注解5(4)の基準も、株式所有割合を離れている点で、支配の実質に目を向けているように見える。しかしながら、「契約等が存在する場合」という表現は、如何にも法律的であり、その意味で、表面的な事象に拠り所を求めていると解釈できよう。

旧・「連結財務諸表原則」の形式的な持株基準から、『原則』の支配力基準、つまり実質的な基準へ、我が国の基準は変更された。この変更は、支配の実質を見ようとするものであった。しかしながら、今、ムーニッツの提唱する「集中された支配」の指針と較べると、我が国の基準は、原則という性格上やむを得ないのかもしれないが、如何にも表面的な段階に止まっていると言えよう。ムーニッツは「集中された支配」の中で、支配力を実際に「行使」しているかどうかの点を問題にしている。これに対して、『原則』の「株式の過半数支配」は言うに及ばず、「議決権の過半数所有」も、「取締役会構成員の過半数支配」も、「契約等の存在」も、支配力を行使していると予測できる基準であり、いわば支配できる可能性を論じているにすぎないと言える³¹⁾。

4 まとめ——あるべき連結範囲決定基準によせて——

以上、我々は、ムーニッツの掲げる連結範囲決定基準を拠り所として、我が国『原則』の連結範囲決定基準を検討してきた。ムーニッツは、基準として「集中された支配」と「統括された活動」の二つを掲げていた。これに対

して、我が国『原則』は「集中された支配」のみに関わっている。さらに、その関わり方が表面的であることは、3節で指摘した通りである。

それでは、ムーニッツのいう「統括された活動」は、連結財務諸表作成において、如何なる意味があるのであろうか。この検討に先立ち、「集中された支配」基準(指針)を再検討し、この意味を評価してみよう。

この指針の意味について言えることは、これが親子間の関係を問題にしている点である。とりわけ、ムーニッツにおいては、親会社の子会社を実質的に支配しているかどうかの問題とされた。この点で、我が国の基準が、親会社から見ているのか子会社から見ているのか明確でなく、表面的な見方をしている点で問題無しとしないが、暗黙の前提とされているのは、親会社の視点であろう。

これに対して、「統括された活動」の基準(指針)は、連結集団という実体から、連結会計を論じようとしている。すなわち、「集中された支配」とは視点が違う。ムーニッツの連結財務諸表の実際の中身の紹介については後日を期したいが³²⁾、彼の連結財務諸表論の立場が、実体論と評される所以がここにもあると思われる³³⁾。そもそも会計上の数値は仮定に基づいたものであり³⁴⁾、判断(会計処理)は企業(会計主体)の立場から行われなければならない³⁵⁾。これは、連結会計においてもそうであり、連結財務諸表作成であれば、連結実体の立場から行われるべきである。「統括された活動」基準(指針)は、会計としては当然のこの点の重要性を指摘したものと評価できる。『原則』では、個別財務諸表基準性の原則を掲げ、『注解』注解2において、連結に際して行うべき個別財務諸表段階における減価償却過不足、資産又は負債の過大計上又は過少計上の修正の必要性を述べてはいる³⁶⁾。しかしながら、連結全体の財務諸表を作成する以上、個別財務諸表のレベルではなく、連結実体の立場からの判断があってしかるべきである。「統括された活動」の指針は、この点の重要性を指摘したものと理論的には評価できよう³⁷⁾。

ところで、このように、連結会計論を展開するに当たって考えるべき視点を提供したムーニッツの優れた二つの連結範囲決定基準であるが、その適用

に当たって問題が出てくる。それは、この二つの指針・基準のうち、いずれかを優先するかである。例えば、我が国の『注解』注解3では、更生会社、整理会社など有効な支配従属関係が存在しない場合、これらの会社は連結範囲から除外される。これは、支配関係を問題にしているのだから、ムーニッツの言う「集中された支配」の側面を見ている。これに対して、既述のように、ムーニッツは、これらの会社でも「統括された活動」の指針・基準により、連結に加えている。そうであれば、どちらの基準を優先させるか、その理由は何なのか、明確にすべきであった。否、これを明確にすることが連結会計を学ぶ我々に課された課題なのかもしれない。

「企業は他の企業とさまざまなやり方で結合関係を結び、この結合関係を結んだ企業集団全体の活動をみることも必要になってきている。このような点を意識し、結合した企業集団を対象として作成されるのが、連結財務諸表であるといわれる（下線一筆者）」³⁸⁾。このような認識に立ち、企業集団全体の活動をみるために連結財務諸表を作成すると考えるならば、連結範囲の確立も、単に支配の視点にとどまらず、より広い視点で議論すべきものとなる。本稿で取り上げたムーニッツ理論に関する限り、この側面の重要性を指摘した点で、今日でも大きな評価が与えられるものと思われる。

- 1) 森田哲彌「連結財務諸表制度の変遷」『企業会計』Vol. 51 No. 1 (1999年1月号), 50頁。
- 2) 黒川行治『連結会計』新世社, 1998年, 11頁。
- 3) 黒川, 前掲書, 11頁。
- 4) 黒川, 前掲書, 11頁。
- 5) 黒川, 前掲書, 13頁。
- 6) 中村忠『財務会計論』白桃書房1997年, 255頁。
- 7) 稲垣富士男『連結財務諸表の基礎』中央経済社, 1999年, 38頁。

文言では、1944年版となっているが、本稿では1944年版のものに修正を加えた1951年版を使用している。それは修正を加えた1951年版の方が、ムーニッツ理論の完成により近づいたと考えたからである。

なお、「片野・白鳥訳書『ムーニッツ連結財務諸表論』」は、1951年版を訳し

たものである(片野一郎監閲, 白鳥庄之助訳注『ムーニッツ連結財務諸表論』同文館, 1962年, 7頁.)

- 8) Maurice Moonitz, "The entity theory of Consolidated Statements", Brooklyn, 1951, pp. 20~21. (邦訳 片野一郎監閲, 白鳥庄之助訳注『ムーニッツ連結財務諸表論』同文館, 1962年, 46頁参照).
- 9) *Ibid.*, pp. 20~39. (前掲訳書44~47頁参照).
- 10) *Ibid.*, p. 21. (前掲訳書46頁参照).
- 11) *Ibid.*, p. 21. (前掲訳書47頁参照).
- 12) *Ibid.*, p. 21. (前掲訳書46頁参照).
- 13) *Ibid.*, p. 28. (前掲訳書56頁).
- 14) *Ibid.*, p. 27. (前掲訳書56頁参照).
- 15) *Ibid.*, p. 21. (前掲訳書46頁参照).
- 16) *Ibid.*, p. 28. (前掲訳書57頁).
- 17) *Ibid.*, p. 29. (前掲訳書58頁参照).
- 18) *Ibid.*, p. 29. (前掲訳書59頁参照).

ムーニッツは例として次のものをあげている。「1941年12月31日現在で Pullman, Incorporated は, 100パーセント支配しているプルマン・スタンダード自動車製造会社《Pullman-Standard Car Manufacturing Company》を仲介として, プルマン信託・貯蓄銀行《Pullman Trust and Savings Bank》を96・67パーセント支配していた。また, 同じ日付でベスヘレム鉄鋼会社は農商銀行《Farmers' and Merchants' Bank》の議決権ある株式を100パーセント所有していた」(*Ibid.*, p. 29. (前掲訳書59頁参照)。この営業活動の類似性基準によると, 銀行がグループの中に入っているが, 銀行業のような金融業と非金融業の財務諸表を結合しても, 結果的には資料をつなぎあわせることであるので, これでは効果的な分析を行うことができなくなることを理由に, はずされることになる(*Ibid.*, p. 29. (前掲訳書59~60頁参照))。

- 19) *Ibid.*, p. 21. (前掲訳書46頁参照).
- 20) *Ibid.*, p. 31. (前掲訳書61頁参照).

例としてムーニッツは次のものをあげている。「例えば, 自動車会社が, 車体組立会社, ガラス工場, 鉄鋼会社, 木工会社, 製材会社, そして割賦販売を扱う金融代理機関を支配しているとしよう」。そして本文で述べたように, 「統括された活動」がある場合には, 「各構成単位によって果たされる機能がまちまちであるにもかかわらず, これらの単位を連結するのが妥当であるように思える」と述べている(*Ibid.*, p. 31. (前掲訳書61頁))。つまり, ムーニッツの「統括された

活動」を基準にすれば、金融業と非金融業の連結もありうるのである。

- 21) *Ibid.*, p. 31. (前掲訳書 61～62 頁参照).
- 22) 「例えば、南アメリカ所在の子会社全部を一つの集団財務諸表に表示し、ヨーロッパ所在の子会社を別のものに表示するというやり方をとってもよい」(*Ibid.*, p. 36. (前掲訳書 72 頁)). とムーニッツが述べていることから、各地域ごとに会社を連結して財務諸表上に示すのが地理上の集中基準であると考えているものと思われる。しかし、ここでも述べてあるように、それは「集団財務諸表」であって、連結財務諸表ではないと考えているものと思われる。
- 23) *Ibid.*, p. 32. (前掲訳書 63 頁参照).
- 24) *Ibid.*, p. 32～34. (前掲訳書 64～64 頁参照).
ムーニッツは企業規制として、会社法、外国の会社への送金への規制、商品移送への規制を例にあげて論じている。
- 25) *Ibid.*, p. 33. (前掲訳書 64 頁参照).
- 26) *Ibid.*, p. 34. (前掲訳書 65 頁参照).
- 27) *Ibid.*, p. 35. (前掲訳書 73 頁参照).
- 28) *Ibid.*, p. 37. (前掲訳書 74 頁参照).
- 29) *Ibid.*, p. 37～38. (前掲訳書 74～75 頁参照).
- 30) 森田, 前掲論文, 50 頁.
- 31) 平成 10 年 10 月 30 日に企業会計審議会は、「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」を公表した。これは、支配力基準及び影響力基準の具体的な取扱いについての考え方を整理したものである。そして、子会社の範囲において「他の会社等の意思決定機関を支配している会社とは、次の会社をいう」とある。

「(1) 他の会社等（更生会社、整理会社、破産会社その他これらに準ずる会社等であって、かつ、有効な支配従属関係が存在しないと認められる会社等を除く。下記(2)及び(3)においても同様。)の議決権の過半数を自己の計算において所有している会社」

「(2) 他の会社等の議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している会社であって、かつ、次のいずれかの要件に該当する会社」

「(3) 自己の計算において所有している議決権（当該議決権を所有していない場合を含む。）と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の会社等の議決権の過半数を占めている会社であって、

かつ、上記(2)の②から⑤までのいずれかの要件に該当する会社」

(2)については、要件として5つ掲げられているが、「他の会社等の議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している会社」という条件が必要であると読み取れる。すなわち、(1)「議決権の過半数」、(2)「議決権の百分の四十以上、百分の五十以下」、(3)「議決権の過半数」と、議決権の一定の数量関係に基準を求めている。この点については、本稿で述べたように、ムーニッツは、単に数量関係に基準と求めることには賛成していない。この点で、わが国のこれらの判定基準は、形式に基準を求めていると言えるであろう。

また、(2)の要件には、注解5に掲げられていた株式所有割合、取締役会の構成員、契約等が存在する場合以外に「資金調達額の総額の過半」、「その他他の会社等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること」がある。前者は、相変わらず表面的な数量関係の域を出ていないといえる。後者は、ムーニッツのそれと比べると表面的である。つまり、彼は「集中された支配」の基準の下で、「支配的影響力を現に行使しない限りは、企業集団の実体というものは存在していない」と述べ、単に支配が行えるという可能性に基準を求めることには賛成していないからである。この点でも、わが国のこれらの判定基準は、形式に基準を求めていると言える。

- 32) これについては、拙著の修士論文「企業集団の実態の会計投影図としての連結財務諸表論—ムーニッツの実体理論研究—」(2000年1月)を参照。
- 33) 例えば、番場嘉一郎教授は、次のように述べられている。「連結財務諸表の目的は、親子関係を形成する会社グループを一つの経済的エンティティーとみてこれを会計単位とし、エンティティー全体の立場(会社グループの全株主の見地)にたって企業集団の会計報告書を作成することにあるとする考え方がある。ムーニッツのいう連結財務諸表のエンティティー説がそれである(Moonitz, The Entity Theory of Consolidated Statement, AAA, 1944)。(番場嘉一郎「連結会計の基礎理論」『税経通信』Vol. 29, No.1 (1974年1月号))」。
- 34) 新田忠誓『財務諸表論究』中央経済社, 1999年, 326~327頁。

新田教授は、会計上の数値は仮定に基づいたものであることについて、「一つの取引(企業の活動)に対しては複数の会計処理があり、会計上の数値は、会計人(公認会計士という意味ではなく、会計学を学んだ prudent な人という意味)の、とりわけ自己の属する企業の活動(とくに業績)を冷静に把握しようとする会計人の会計処理の判断および選択によってえられた値である。したがって、每期每期、この判断、仮定を変えるならば、各期の数値は質的に異なるものになってくる」と述べておられる。

- 35) 新田忠誓「取得原価主義（収支主義）による現行会計の理論と実践」『会計学・簿記入門』（改訂版）、白桃書房、1999年、36頁。

新田教授は、「企業実体の公準」について、「この公準は会計上の判断をなす場合には、企業の立場にたって行われるべきであるという計算原則としての実質的な意味を持つ原則である、と解釈されることもある」と述べておられる。

- 36) これらの規定は、個別財務諸表数値の適正性に名を借りて、連結実体の立場からの会計数値の適正性を求めていると解釈できるかもしれない。しかし、このような解釈が可能であるとしても、実体の立場からの判断の必要性を指摘しない以上、会計の原則（前提）を認識していないと言わざるを得ない。

- 37) 例えば、次のような問題が考えられる。親会社（製造業）が、原料の供給のために、ある商社を100%子会社としたとする。この商社の商品の正味実現可能価額が市況の悪化により低下したとして、この商品を原料とする親会社の製品の売れ行きが好調で価格が上昇している場合、当該商品に正味実現可能価額を付すべきかどうかという問題である。（新田、『財務諸表論究』、中央経済社、1999年、177～180頁）。

- 38) 新田、前掲書、229頁。

〔2000年7月14日 受稿〕
〔2000年8月2日 受理〕
（一橋大学大学院博士課程）